

コーポレート・ガバナンス

コーポレート・ガバナンスの基本的な考え方

金融界を取り巻く経営環境の変化に対応し、健全な銀行業務を通じて社会に貢献していく姿勢を明確にするため、企業理念を制定し、地域社会やお客さま、従業員、株主の皆さまの信頼を得るとともに、当行の持続的成長と中長期的な企業価値の一層の向上をめざしています。

その実現に向け、透明・公正かつ迅速・果敢な意思決定を行えるコーポレート・ガバナンス体制の仕組みとして、監査役会設置会社を採用し、監査役会による監査機能を有効に発揮させるとともに、独立性の高い社外取締役を複数名選任して取締役会の監督機能を十分に発揮させることに努めています。

また、会社法にもとづき、「内部統制システムの基本方針」を制定し、当行ならびに当行子会社からなる企業集団における業務の適正を確保する体制を整備しています。そのほか、コーポレートガバナンス会議や各種委員会の設置、IR活動の充実などについても取り組んでいます。

取り巻く経営環境が変化するなかで、コーポレート・ガバナンスを強化・充実させていくため、今後も必要に応じて体制の見直しを図っていきます。

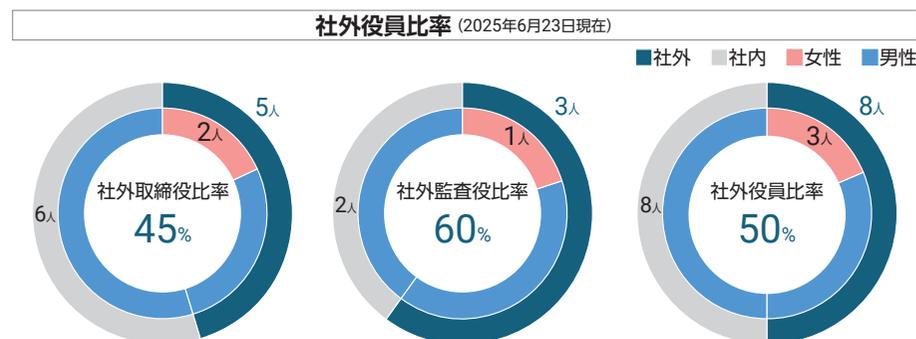
PDCAの強化

| 取組み事項 | 内容・対応 |
|------------------|---|
| 担当部署の明確化 | これまで明確化されていなかったコーポレート・ガバナンス担当部署（経営企画課・秘書室）を明確化し、コーポレート・ガバナンス推進体制を整備する。 |
| 情報共有の迅速化 | 経営陣から提起された課題等を各部署と共有し、その対応状況を定期的に経営陣に報告・追加指示への対応を促す態勢を強化する。 |
| 取締役会での議論のさらなる活性化 | 取締役会への付議事項の重要度に応じた審議時間の確保（報告事項の簡略化等）や、社外取締役への事前の資料開示のタイミングの見直し、事前説明の充実などにより、審議時間を適切に確保する。 |

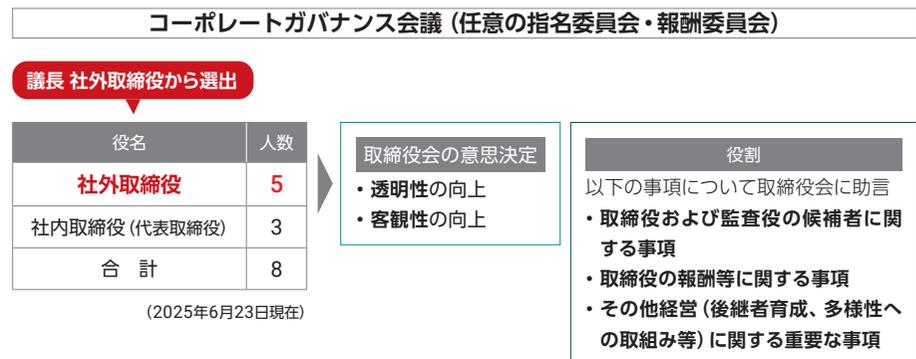
コーポレート・ガバナンスの強化

当行は、コーポレート・ガバナンスの強化に努めています。2025年6月23日現在、当行の社外役員比率は50%、女性役員は3名となっており、社外役員の多様化を進めています。また、任意の指名委員会・報酬委員会である「コーポレートガバナンス会議」を設置し、取締役会の意思決定の透明性・客観性の向上を図っています。

社外役員の選任・多様化



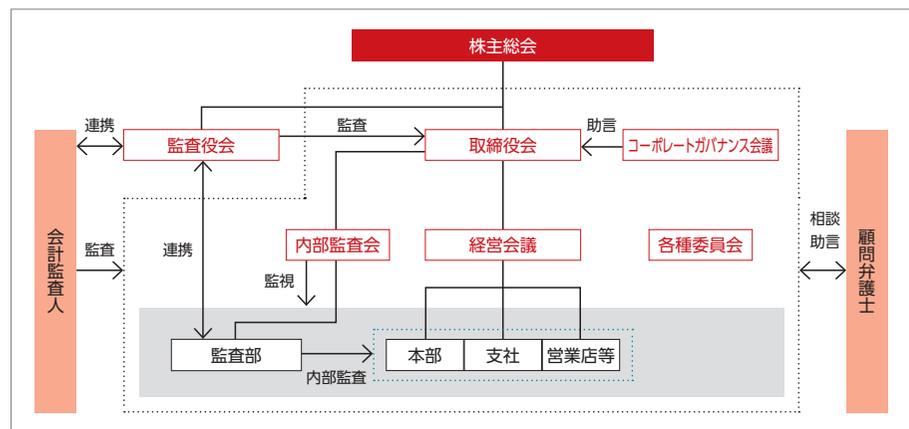
社外役員による適切な関与・助言



コーポレート・ガバナンス体制

(2025年6月23日現在)

コーポレート・ガバナンス体制図



取締役会

取締役11名(うち社外取締役5名)で構成され、原則月1回開催しています。取締役会では、法令または定款に定める事項ならびに経営の基本方針その他特に重要な事項について評議・決定するとともに、業務の執行状況のほか、施策運営などについて報告を受け、取締役の職務の執行を監督しています。また、執行役員制度を採用し、取締役会の監督のもと、業務執行機能の充実を図っています。

監査役会

監査役5名(うち社外監査役3名)で構成され、原則月1回開催しています。監査役会では、法令等に定められた事項を決議・協議するとともに、各監査役の監査結果等について報告を受け、取締役の職務の執行全般を監査しています。

コーポレートガバナンス会議

任意の指名・報酬委員会であるコーポレートガバナンス会議を設置しています。社外役員による適切な関与・助言を行うことで取締役会の意思決定の透明性・客観性の向上に努めています。

経営会議

取締役会の下に、常勤取締役をもって構成する経営会議を設置し、原則週1回開催しています。経営会議では、取締役会で決定した基本方針にもとづき、業務の執行に関する重要事項を審議し、執行の決定を行っています。

内部監査会

取締役会の下に、常勤取締役と監査部長をもって構成する内部監査会を設置し、原則月1回開催しています。内部監査会では、直轄の監査部が実施する内部監査結果の報告を受け、業務執行の適正性および内部監査の有効性を監視しています。

各種委員会

次の委員会を設置し、経営管理の強化・充実に努めています。

| 委員会名 | 目的 |
|-------------------|------------------------------------|
| コンプライアンス委員会 | 法令等遵守態勢の確立 |
| 顧客保護等管理委員会 | 顧客の保護、利便性の向上に向けた改善・対応策の検討 |
| 金融円滑化委員会 | 中小企業者等に対する金融円滑化の適切な遂行 |
| ALMリスク管理委員会 | 経営の健全性と収益性の両面からのポートフォリオ運営の審議 |
| オペレーショナル・リスク管理委員会 | オペレーショナル・リスクの極小化策の審議 |
| ITデジタル戦略委員会 | システム投資の最適化およびDXの実現 |
| 業績・報酬委員会 | 人事評価の納得性・公平性・透明性の向上 |
| サステナビリティ推進委員会 | 持続可能な社会の実現に貢献するための施策運営の審議 |
| FD委員会 | 顧客本位の業務運営(FD)の取組強化 |
| サイバーセキュリティ委員会 | サイバーセキュリティ管理態勢の確保に向けた組織全体としての対応の実現 |

取締役会 実効性評価

評価方法

当行は取締役会の実効性評価を年次で実施しております。

2024年度の実効性評価については、取締役会メンバーに対し、アンケートを配付し、その回答および意見を踏まえ、取締役会で分析・評価を実施いたしました。

評価結果

その結果、多様性ある取締役会メンバーにより、それぞれの経験・知見にもとづき多面的かつ深度ある議論がなされ、意思決定機能および監督機能は適切に発揮されており、取締役会は適切に運営され、実効性は確保されていることを確認いたしました。また2024年度は「サステナビリティ (ESG要素を含む中長期的な持続可能性) を意識し、経営戦略や経営課題に関する情報共有や深度ある議論の充実」を課題として取り組み、一定の効果があつたと評価いたしました。

今後の方針

2025年度については、サステナビリティ (ESG要素を含む中長期的な持続可能性) を意識し、経営戦略や経営課題に関する情報共有や深度ある議論を行うとともに、PDCAサイクルの取組みを強化することで、さらなる実効性向上を図っていきます。

2024年度取締役会で議論された主な事項【16回開催】

- | | |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ■ 経営計画 <ul style="list-style-type: none"> ・中期経営計画 ・新事業の検討 ・2025年度業務計画 ■ サステナビリティに関する事項 <ul style="list-style-type: none"> ・サステナビリティ経営 ・Scope1,2削減計画 ■ コーポレート・ガバナンスに関する事項 <ul style="list-style-type: none"> ・取締役会の実効性評価 ・政策保有株式の保有見直しおよび売却方針策定 | <ul style="list-style-type: none"> ■ サイバーセキュリティに関する事項 <ul style="list-style-type: none"> ・サイバーセキュリティ統括室設置 ・サイバーセキュリティにかかるポリシー策定 ■ リスク・コンプライアンスに関する事項 <ul style="list-style-type: none"> ・2025年度コンプライアンス活動計画策定 ・マネー・ロンダリング等にかかる百五銀行グループリスク評価書改定 ・統合リスク管理の運営方針策定 ・年間監査計画決定 |
|--|--|

役員報酬制度

1 取締役の報酬

企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして支払われるものであり、個々の取締役の報酬の決定に際しては、各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針といたします。

【報酬の種類】

| | |
|---------------------|---|
| 確定金額報酬 | 年間総支給額300百万円以内とし、役割や責任に応じて月次で支給いたします。 |
| 業績連動型報酬 | 単年度(前年度)の業績に応じて、年1回、定時株主総会後に支給する報酬であり、対象となる事業年度の当期純利益の0.9%を総支給額といたします。ただし、その上限額は100百万円とし、当期純利益が2,000百万円未満の場合は支給額0円といたします。 |
| 株式報酬型 ストック・オプション | 中長期の企業価値向上と株価上昇への意欲や士気を高めることを目的として、総割当額30百万円以内で、年1回、新株予約権を割り当ていたします。 |

(1) 常勤取締役の報酬

固定報酬としての確定金額報酬、業績連動型報酬ならびに株式報酬型ストック・オプションにより構成しています。

【種類別の報酬割合】

確定金額報酬:業績連動型報酬:株式報酬型ストック・オプション=70:25:5(業績連動型報酬が満額支払われる場合)を目安として、役位・職責・業績等を総合的に勘案して決定いたします。

(2) 社外取締役の報酬

その職務に鑑み、確定金額報酬のみを支払うことといたします。

(3) 個人別の報酬額

取締役会決議にもとづき取締役頭取がその具体的内容について委任を受けるとし、その権限の内容は、各取締役の確定金額報酬および業績連動型報酬の評価配分といたします。取締役会は、当該権限が取締役頭取によって適切に行使されるよう、コーポレー

トガバナンス会議に諮問し助言を得るものいたします。前記の委任を受けた取締役頭取は当該助言の内容を尊重して決定をしなければならないことといたします。なお、株式報酬型ストック・オプションはコーポレート・ガバナンス会議の助言を踏まえ、取締役会で取締役個人別の割当個数を決議いたします。取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針は、コーポレート・ガバナンス会議に諮問し審議・助言を得た後、取締役会の決議を得て決定しております。

2 監査役の報酬

中立性および独立性を高めるため、月次で支給する確定金額報酬のみといたします。支給時期、配分等については、監査役の協議により決定いたします。

社外役員を選任理由

社外取締役

以下の理由により、当行の持続的成長を促し中長期的な企業価値の向上を図る観点から、取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化等に大いに貢献いただけると判断し、社外取締役に選任しております。

| 氏名 (就任年月) | 選任理由 | 2024年度 取締役会 出席状況 |
|--------------------|--|------------------------|
| 川喜田 久 (2015年6月) | 長年、民間企業の経営に携わり、経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しております。 | 16回／16回 |
| 西岡 慶子 (2020年6月) | 長年、民間企業の経営に携わり、経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しております。 | 16回／16回 |
| 中村 篤志 (2022年6月) | 長年、生命保険会社の経営に携わり、金融業界における豊富な経験と幅広い見識を有しております。 | 16回／16回 |
| 廣田 恵子 (2024年6月) | これまでの三重県庁における豊富な業務経験を通して、地域の実情や課題を熟知し、地域創生にかかる経験・知見を有しております。 | 12回／12回 |
| 安藤 仁 (2025年6月) | 長年、上場企業の経営に携わり、経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しております。 | — |

社外監査役

以下の理由により、取締役会、監査役会で積極的に所感または意見を述べるとともに、助言・提言を行うなど、適切に監査活動を行うことができると判断し、社外監査役に選任しております。

| 氏名 (就任年月) | 選任理由 | 2024年度 取締役会・監査役会 出席状況 |
|--------------------|---|------------------------------|
| 鶴岡 信治 (2019年6月) | 大学教授としての幅広い知識に加え、大学の理事および副学長を歴任し、組織運営に関する豊富な経験と幅広い見識を有しております。 | 取締役会 16回／16回 監査役会 14回／14回 |
| 川端 郁子 (2019年6月) | 長年、検事および弁護士として活躍し、法律の専門家としての豊富な経験と幅広い見識を有しております。 | 取締役会 15回／16回 監査役会 13回／14回 |
| 中村 正博 (2025年6月) | 長年、銀行やシンクタンクの経営に携わり、金融業界における豊富な経験と幅広い見識を有しております。 | — |